

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年1月27日（令和2年（行情）諮問第34号）

答申日：令和4年3月24日（令和3年度（行情）答申第593号）

事件名：防衛大臣の日程表の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる313文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月2日付け防官文第5237号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁は、防衛大臣日程表は公にすることを前提に作成されていないことから、日程表を公表することによる支障等が、法5条3号、4号及び6号の定める不開示事由に該当するとしている。しかし、法は公にすることを予定していない情報も含む行政文書に対する開示請求権を定め、もっぱら公表されていない行政文書、公にすることが予定されていない行政文書について開示請求権を保障し、開示を原則とし不開示を例外としていることに意義がある。そのため、法5条各号の該当性は、公にすることを前提に作成等がされているか否かではなく、公にすることによる支障等のおそれが具体的に判断されなければならない。

防衛大臣の日程には、少なくとも閣議、記者会見、国会審議への出席、閣僚が参加する各種会議、国会議員としての議員総会などすでに公になっているものも多く含まれると思料される。また、それら以外の日程であっても、一般的に特に秘匿性を要する用務など特殊なものを除き、庁内の会議、レク、来客などは公になったとしても、国の安全等や公共の安全を害し、秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく、また、防衛省

の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

(2) 意見書（添付資料については省略）

ア 不開示事由該当性について

防衛大臣の日程表について、諮問庁は「公にすることを前提に作成されて」いないとしているが、審査請求書で述べた通り、法は公にすることを前提に作成されているか否かに関わらず、不開示事由に該当しない限り開示をするものである。防衛大臣の日程表の記載されている日程について、公にすることを前提としていないことは法5条3号、4号及び6号に該当することを基礎づけるものではない。

また、日程表を公表することにより、「防衛省内において共有される情報等が明らかとなるなど、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある」と諮問庁は主張するが、いずれも理由がない。諮問庁は、抽象的な使用を主張しているにすぎず、実際の日程表の記述内容に照らして法5条3号、4号及び6号に該当する具体的な支障とそれらが生じる法的蓋然性を立証していない。例えば、常識的に推測すれば、日程表には国会日程や政党の会議、閣議などの閣僚を構成員とする会議、公式行事、対外的な行事・会合等で公にされているものなどが記載されていると言えるが、これらの日程が明らかになったとしても、諮問庁が主張するような公にすることによる支障が生じることにはならない。諮問庁の主張の前提は、あくまでも「公にすることを前提にしていない」という形式的な要件をもって、公にすることによる支障を述べているに過ぎない。

さらに、防衛大臣の日程表に記載されているものとして、他大臣の日程表の記載内容を踏まえるならば内部のレク、打合せ、面会などの予定が含まれていると推測されるが、これらも具体的なレク等の内容や場合によっては面会者等部分的に公にできない情報があったとしても、日程そのものを明らかにしたことで諮問庁が主張するような支障が具体的に生じることにはならない。これらの情報を明らかにしたところで、国の安全、すなわち国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態が害される法的蓋然性はなく、法5条3号には該当しない。また、公共の安全と秩序、すなわち刑事法の執行を中心にしたものの維持が害される法的蓋然性もなく、法5条4号に該当しない。法5条6号は、事務事業の性質状、円滑な遂行に支障を生じるおそれを要件としており、大臣の日程表は日々の日程を管理するという事務事業の目的、目的達成の手法等に照らして公にしたことによって、適正な遂行に支障を生じる法的蓋然性がある

とは言えない。

加えて述べれば、例えば米国の国防長官の日程表が、情報自由法に基づく請求により部分的に公開されている。別紙1（詳細は省略）は、国防総省のリーディングルーム（特定ホームページアドレス）に掲載されていたチャック・ヘーゲル国防長官（2013～2015年）の日程表であるが、どのような用件、どこにいたのかなどは公開されており、記述内容からして会合等の内容がセンシティブなものであることと思われるものであっても、予定としては公開されている。また、国防総省リーディングルームに未掲載であるものの審査請求人が入手したものに、ジェームズ・マティス国防長官（2017～2019年）の日程表（別紙2（詳細は省略））も部分公開されている。本件諮問の対象となっている防衛大臣日程表と同時期のものが含まれている。

法及び情報自由法の規定の違い、それぞれの国の実情に照らして開示される範囲がことなることは当然のことであるものの、他国の防衛大臣に類する者の日程表が部分的に公開されている実情を踏まえると、日程そのものを公開することが諮問庁の主張するような支障となることについて、法的蓋然性があるとは言えない。したがって、諮問庁の不開示処分は違法である。

イ 諮問庁の理由説明について

諮問庁の理由説明書は、決定通知において不開示としてすでに教示されている内容と同程度であり、また審査請求人の請求理由に対して反論ないし具体的な理由説明をしていない。このような理由説明書だと、情報公開・個人情報保護審査会の部会での審査において、ないし事務局によって諮問庁から具体的な理由の聴取などにより補充を受けるなどすることになると思われる。このような審査は、審査請求人の反論機会を事実上奪う運用であり、不当である。補充の理由説明書の提出を諮問庁に求め、審査請求人に反論機会を保障するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「本開示請求書受付時点で保有している防衛大臣の日程表ないしそれに類するもの」の開示を求めるものであり、これに該当する文書として、484文書及び別紙の1に掲げる313文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年7月8日付け防官文第3928号により、484文書について、法9条1項の規定に基づく一部開示決定処分を行った後、令和元年8月2日付け防官文第5237号により、別紙の1に掲げる31

3 文書（本件対象文書）について，法5条3号，4号及び6号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

別紙の1に掲げる文書1ないし文書312のそれぞれの日程表の表の全て並びに別紙の1に掲げる文書313の日付及び表題以外の全てについて，防衛大臣の日々の日程表は，公にすることを前提に作成されておらず，当該日程表を公表することにより，防衛省内において共有される情報等が明らかとなるなど，国の安全が害されるおそれ，公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがあることから，法5条3号，4号及び6号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は，「法は公にすることを予定していない情報も含む行政文書に対する開示請求権を定めており，もっぱら公表されていない行政文書，公にすることが予定されていない行政文書について開示請求権を保障し，開示を原則とし不開示を例外としていることに疑義がある。そのため，法5条各号の該当性は，公にすることを前提に作成等がされているか否かではなく，公にすることによる支障等のおそれが具体的に判断されなければならない。防衛大臣の日程には，少なくとも閣議，記者会見，国会審議への出席，閣僚が参加する各種会議，国会議員としての議員総会等などすでに公になっているものも多く含まれると思料される。また，それら以外の日程であっても，一般的に特に秘匿性を要する用務など特殊なものを除き，庁内の会議，レク，来客などは公になったとしても，国の安全等や公共の安全を害し，秩序の維持に支障を及ぼすおそれはなく，また防衛省の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないことから，原処分は法の解釈，運用を誤ったものである。」として，原処分を取り消すとの決定を求めるが，上記2のとおり，本件対象文書の一部については，法5条3号，4号及び6号に該当するため不開示としたものである。

よって，審査請求人の主張には理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和2年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和3年9月2日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件

対象文書の見分及び審議

- ⑥ 同年12月23日 審議
- ⑦ 令和4年2月3日 審議
- ⑧ 同年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる313文書である。

審査請求人は、原処分で不開示とされた部分の開示を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号、4号及び6号（原処分の開示決定通知書及び上記第3の記載から、同号柱書きを指すと解される。）に該当するとして不開示とした原処分を妥当としている。

当審査会において行政文書開示決定通知書の記載及び開示実施文書の写しを確認したところ、行政文書開示決定通知書において、文書313の不開示部分は「日付け及び表題以外の全て」と記載されているが、開示実施文書ではこれに含まれない右上部分も開示されていたため、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は当初から不開示部分に含めるつもりはなく、誤記であるとの説明であった。開示決定通知書の効力は書面に表示されているとおり発生するものであり、当該部分は不開示とされていたものと認めざるを得ないが、上記諮問庁の説明を踏まえ、当該部分については判断せず、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、当該部分を除いた不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して当該不開示情報について更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書の性質について

(ア) 防衛大臣は24時間365日にわたり、国内外からもたらされる様々な情報に基づき、常に適切な危機管理態勢を確保すべく、自衛隊の隊務を統括している。

(イ) 防衛大臣の日程表は、防衛省・自衛隊の情報収集能力や、他国との協力を含む日々の危機管理態勢（以下「危機管理態勢等」という。）に関する情報が記載されており、これを明らかにした場合、国内外に混乱を起こそうと考える者や防衛省の活動を妨げようとする者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となるといった特有の事情がある。

イ 日程表の内容部分について

(ア) 防衛大臣の日程表は防衛大臣の予定であるところ、その内容は、

全体として、上記アで述べたとおり危機管理態勢等に関わる重要な情報である。そのため、当該日程の内容を公表することにより、危機管理態勢等に関する重要な情報が明らかとなり、国内外に混乱を起こそうと考える者や防衛省の活動を妨げようとする者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となり、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがある（法5条3号、4号及び6号柱書き）。

(イ) さらに、防衛大臣の行動として公表された内容に相当する情報（例えば国会や閣議に関するもの）であったとしても、防衛大臣の日程表において、この部分を開示することは適切ではない。

(ウ) その理由は、日程表における当該部分を明らかにした場合、その記載位置や記載範囲、文字の大きさから、防衛大臣の当日の予定に占める程度が明らかとなるためである。そのような情報は、公知となっている情報等の各種の情報と併せて分析されることで、危機管理態勢等を推察する手掛かりとなる。

(エ) そのため、当該部分を公表することにより、危機管理態勢等に関する重要な情報が明らかとなり、国内外に混乱を起こそうと考える者や防衛省の活動を妨げようとする者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となり、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがある（法5条3号、4号及び6号柱書き）。

ウ 日程表の様式、体裁等について

(ア) 防衛大臣の日程表は、上記アで述べたとおり危機管理態勢等に関わる重要な情報である。このため、特定の職員が作成し、限られた職員が取り扱っているところである。

(イ) しかしながら、日程表の様式や体裁部分が明らかとなれば、それを模倣して偽りの日程表を作成することが可能となる。

このため、偽造した防衛大臣日程表を流布させて、国内外に混乱を起こそうと考える者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となる。そして、そうした計画が実行されれば、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の円滑な任務遂行に支障が生じ、国の安全が害されるおそれがある（法5条3号、4号及び6号柱書き）。

(ウ) 文書313の左上部分について

当該部分を明らかにすることにより、危機管理態勢等を推察する手掛かりとなる情報が明らかとなる。そのような情報は、公知と

なっている情報等の各種の情報と併せて分析されることで、危機管理態勢等に関する重要な情報が明らかとなり、国内外に混乱を起こそうと考える者や防衛省の活動を妨げようとする者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となり、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがある（法5条3号、4号及び6号柱書き）。

(2) 以下、検討する。

ア 別紙の2に掲げる部分を除く部分について

(ア) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、独自の様式を用い、事前に計画された防衛大臣の予定及び関係部署に関する情報が1日ごとに分けられて記載されており、その記載ぶりは詳細であって、個々の予定の重要度等に応じて記載方法が変えられているものと認められる。また、その記載は、防衛省ウェブサイト等において事後的に公表されている情報と比較すると、事前の不確定な予定等についての詳細な記載であると認められ、同ウェブサイト等においても、防衛大臣の1日全体の日程を、その様式、重要度及び時間配分も含め確認できるような表については公表されていないと認められる。

そうすると、上記(1)アの防衛大臣の職務の特殊性に鑑みれば、防衛大臣の行動として事後的に公表された内容に相当する部分も含め、公知となっている情報等と比較して分析されることにより、危機管理態勢等について推察可能とする上記(1)イ(ア)ないし(ウ)及びウ(ウ)の諮問庁の説明は否定し難く、日程表の内容部分及び文書313の左上部分のうち最終行5文字目以降の部分は、全体として、危機管理態勢等について推察可能な情報と結びつくものといわざるを得ないのであって、これらを一部でも公にした場合には、危機管理態勢等に関わる重要な情報が明らかになる旨の上記(1)イ(ア)及び(エ)並びにウ(ウ)の諮問庁の説明は、これを否定することまではできない。

また、日程表の様式、体裁部分について、これらを一部でも公にした場合には、当該様式を利用するなどして、国内外に混乱を起こそうと考える者にとって、具体的な計画を企てるのが容易となり、そうした計画が実行されれば、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、防衛省・自衛隊の円滑な任務遂行に支障が生じ国の安全が害されるおそれがあるとする上記(1)ウ(イ)の諮問庁の説明についても、これを否定することまではできない。

(イ) したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 別紙の2に掲げる部分について

当該部分には、防衛大臣の職務及び日程表の具体的な内容に直接的に関係しない一般的な内容が記載されているものと認められ、これを公にしたとしても、直ちに危機管理態勢等を推察する手掛かりとなる情報が明らかとなるとは認められず、国の安全が害されるおそれがあるとも、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとも、また、防衛省が行う事務又は事業の円滑な遂行に支障を生ずるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条3号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条3号、4号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙

1 (本件対象文書)

文書1 日程表 2 7 1 2 1 1
文書2 日程表 2 8 0 1 1 9
文書3 日程表 2 8 0 2 2 6
文書4 日程表 2 8 0 3 2 3
文書5 日程表 2 8 0 3 2 4
文書6 日程表 2 8 0 3 2 5
文書7 日程表 2 8 0 3 2 6 . 0 3 2 7
文書8 日程表 2 8 0 3 2 8
文書9 日程表 2 8 0 3 2 9
文書10 日程表 2 8 0 3 3 0
文書11 日程表 2 8 0 3 3 1
文書12 日程表 2 8 0 4 0 1
文書13 日程表 2 8 0 4 0 2 . 0 4 0 3
文書14 日程表 2 8 0 4 0 4
文書15 日程表 2 8 0 4 0 5
文書16 日程表 2 8 0 4 0 6
文書17 日程表 2 8 0 4 0 7
文書18 日程表 2 8 0 4 0 8
文書19 日程表 2 8 0 4 0 9 . 0 4 1 0
文書20 日程表 2 8 0 4 1 1
文書21 日程表 2 8 0 4 1 2
文書22 日程表 2 8 0 4 1 3
文書23 日程表 2 8 0 4 1 4
文書24 日程表 2 8 0 4 1 5
文書25 日程表 2 8 0 4 1 6 . 0 4 1 7
文書26 日程表 2 8 0 4 1 7
文書27 日程表 2 8 0 4 1 8
文書28 日程表 2 8 0 4 1 9
文書29 日程表 2 8 0 4 2 0
文書30 日程表 2 8 0 4 2 1
文書31 日程表 2 8 0 4 2 2
文書32 日程表 2 8 0 4 2 3 . 0 4 2 4
文書33 日程表 2 8 0 4 2 5
文書34 日程表 2 8 0 4 2 6
文書35 日程表 2 8 0 4 2 7

文書 3 6 日程表 2 8 0 4 2 8
文書 3 7 日程表 2 8 0 4 2 9 ~ 0 5 0 1
文書 3 8 日程表 2 8 0 5 0 2
文書 3 9 日程表 2 8 0 5 0 3 ~ 0 5 0 5
文書 4 0 日程表 2 8 0 5 0 6
文書 4 1 日程表 2 8 0 5 0 7 ~ 0 5 0 8
文書 4 2 日程表 2 8 0 5 0 9
文書 4 3 日程表 2 8 0 5 1 0
文書 4 4 日程表 2 8 0 5 1 1
文書 4 5 日程表 2 8 0 5 1 2
文書 4 6 日程表 2 8 0 5 1 3
文書 4 7 日程表 2 8 0 5 1 4 . 0 5 1 5
文書 4 8 日程表 2 8 0 5 1 6
文書 4 9 日程表 2 8 0 5 1 7
文書 5 0 日程表 2 8 0 5 1 8
文書 5 1 日程表 2 8 0 5 1 9
文書 5 2 日程表 2 8 0 5 2 0
文書 5 3 日程表 2 8 0 5 2 1 . 0 5 2 2
文書 5 4 日程表 2 8 0 5 2 3
文書 5 5 日程表 2 8 0 5 2 4
文書 5 6 日程表 2 8 0 5 2 5
文書 5 7 日程表 2 8 0 5 2 6
文書 5 8 日程表 2 8 0 5 2 7
文書 5 9 日程表 2 8 0 5 2 8 . 0 5 2 9
文書 6 0 日程表 2 8 0 5 3 0
文書 6 1 日程表 2 8 0 5 3 1
文書 6 2 日程表 2 8 0 6 0 1
文書 6 3 日程表 2 8 0 6 0 2
文書 6 4 日程表 2 8 0 6 0 3 ~ 0 6 1 2
文書 6 5 日程表 2 8 0 6 1 3
文書 6 6 日程表 2 8 0 6 1 4
文書 6 7 日程表 2 8 0 6 1 5
文書 6 8 日程表 2 8 0 6 1 6
文書 6 9 日程表 2 8 0 6 1 7
文書 7 0 日程表 2 8 0 6 1 8 . 0 6 1 9
文書 7 1 日程表 2 8 0 6 2 0
文書 7 2 日程表 2 8 0 6 2 1
文書 7 3 日程表 2 8 0 6 2 2

文書74 日程表280623
文書75 日程表280624
文書76 日程表280625. 0626
文書77 日程表280627
文書78 日程表280628
文書79 日程表280629
文書80 日程表280630
文書81 日程表280701
文書82 日程表280702
文書83 日程表280703
文書84 日程表280704
文書85 日程表280705
文書86 日程表280706
文書87 日程表280707
文書88 日程表280708
文書89 日程表280711
文書90 日程表280712
文書91 日程表280713
文書92 日程表280714
文書93 日程表280715
文書94 日程表280716~0718
文書95 日程表280719
文書96 日程表280720
文書97 日程表280721
文書98 日程表280722
文書99 日程表280723. 0724
文書100 日程表280725
文書101 日程表280726
文書102 日程表280727
文書103 日程表280728
文書104 日程表280729
文書105 日程表280730. 0731
文書106 日程表280801
文書107 日程表280802
文書108 日程表280803
文書109 日程表280804
文書110 日程表280805
文書111 日程表280806. 0807

文書 1 1 2 日程表 2 8 0 8 0 8
文書 1 1 3 日程表 2 8 0 8 0 9
文書 1 1 4 日程表 2 8 0 8 1 0
文書 1 1 5 日程表 2 8 0 8 1 1
文書 1 1 6 日程表 2 8 0 8 1 2
文書 1 1 7 日程表 2 8 0 8 1 3 ~ 0 8 1 7
文書 1 1 8 日程表 2 8 0 8 1 8
文書 1 1 9 日程表 2 8 0 8 1 9
文書 1 2 0 日程表 2 8 0 8 2 0 . 0 8 2 1
文書 1 2 1 日程表 2 8 0 8 2 2
文書 1 2 2 日程表 2 8 0 8 2 3
文書 1 2 3 日程表 2 8 0 8 2 4
文書 1 2 4 日程表 2 8 0 8 2 5
文書 1 2 5 日程表 2 8 0 8 2 6
文書 1 2 6 日程表 2 8 0 8 2 7 . 0 8 2 8
文書 1 2 7 日程表 2 8 0 8 2 9
文書 1 2 8 日程表 2 8 0 8 3 0
文書 1 2 9 日程表 2 8 0 8 3 1
文書 1 3 0 日程表 2 8 0 9 0 1
文書 1 3 1 日程表 2 8 0 9 0 2
文書 1 3 2 日程表 2 8 0 9 0 3 . 0 9 0 4
文書 1 3 3 日程表 2 8 0 9 0 5
文書 1 3 4 日程表 2 8 0 9 0 6
文書 1 3 5 日程表 2 8 0 9 0 7 . 0 9 0 8
文書 1 3 6 日程表 2 8 0 9 0 9
文書 1 3 7 日程表 2 8 0 9 1 0 . 0 9 1 1
文書 1 3 8 日程表 2 8 0 9 1 2
文書 1 3 9 日程表 2 8 0 9 1 3
文書 1 4 0 日程表 2 8 0 9 1 4 ~ 0 9 1 9
文書 1 4 1 日程表 2 8 0 9 2 0
文書 1 4 2 日程表 2 8 0 9 2 1
文書 1 4 3 日程表 2 8 0 9 2 2 . 0 9 2 3
文書 1 4 4 日程表 2 8 0 9 2 4 . 0 9 2 5
文書 1 4 5 日程表 2 8 0 9 2 6
文書 1 4 6 日程表 2 8 0 9 2 7
文書 1 4 7 日程表 2 8 0 9 2 8
文書 1 4 8 日程表 2 8 0 9 2 9
文書 1 4 9 日程表 2 8 0 9 3 0

文書150 日程表281001. 1002
文書151 日程表281003
文書152 日程表281004
文書153 日程表281005
文書154 日程表281006
文書155 日程表281007
文書156 日程表281011
文書157 日程表281012
文書158 日程表281013
文書159 日程表281014
文書160 日程表281015. 1016
文書161 日程表281017
文書162 日程表281018
文書163 日程表281019
文書164 日程表281020
文書165 日程表281021
文書166 日程表281022
文書167 日程表281023
文書168 日程表281024
文書169 日程表281025
文書170 日程表281026
文書171 日程表281027
文書172 日程表281028
文書173 日程表281029. 1030
文書174 日程表281031
文書175 日程表281101
文書176 日程表281102
文書177 日程表281103. 1104
文書178 日程表281105. 1106
文書179 日程表281107
文書180 日程表281108
文書181 日程表281109
文書182 日程表281110
文書183 日程表281111
文書184 日程表281112. 1113
文書185 日程表281114
文書186 日程表281115. 1116
文書187 日程表281117

文書188 日程表281118
文書189 日程表281119. 1120
文書190 日程表281121
文書191 日程表281122
文書192 日程表281123. 1124
文書193 日程表281125
文書194 日程表281126. 1127
文書195 日程表281128
文書196 日程表281129
文書197 日程表281130
文書198 日程表281201
文書199 日程表281202
文書200 日程表281203. 1204
文書201 日程表281205
文書202 日程表281206
文書203 日程表281207
文書204 日程表281208
文書205 日程表281209
文書206 日程表281210~1212
文書207 日程表281213
文書208 日程表281214
文書209 日程表281215
文書210 日程表281216
文書211 日程表281217. 1218
文書212 日程表281219
文書213 日程表281220
文書214 日程表281221
文書215 日程表281222
文書216 日程表281223~1225
文書217 日程表281226
文書218 日程表281227~1231
文書219 日程表290101~0103
文書220 日程表290104~0109
文書221 日程表290110
文書222 日程表290111
文書223 日程表290112~0115
文書224 日程表290116
文書225 日程表290117

文書 2 2 6 日程表 2 9 0 1 1 8
文書 2 2 7 日程表 2 9 0 1 1 9
文書 2 2 8 日程表 2 9 0 1 2 0
文書 2 2 9 日程表 2 9 0 1 2 1 . 0 1 2 2
文書 2 3 0 日程表 2 9 0 1 2 3
文書 2 3 1 日程表 2 9 0 1 2 4
文書 2 3 2 日程表 2 9 0 1 2 5
文書 2 3 3 日程表 2 9 0 1 2 6
文書 2 3 4 日程表 2 9 0 1 2 7
文書 2 3 5 日程表 2 9 0 1 2 8 . 0 1 2 9
文書 2 3 6 日程表 2 9 0 1 3 0
文書 2 3 7 日程表 2 9 0 1 3 1
文書 2 3 8 日程表 2 9 0 2 0 1
文書 2 3 9 日程表 2 9 0 2 0 2
文書 2 4 0 日程表 2 9 0 2 0 3
文書 2 4 1 日程表 2 9 0 2 0 7
文書 2 4 2 日程表 2 9 0 2 0 8
文書 2 4 3 日程表 2 9 0 2 0 9
文書 2 4 4 日程表 2 9 0 2 1 0
文書 2 4 5 日程表 2 9 0 2 1 1 . 0 2 1 2
文書 2 4 6 日程表 2 9 0 2 1 3
文書 2 4 7 日程表 2 9 0 2 1 4
文書 2 4 8 日程表 2 9 0 2 1 5
文書 2 4 9 日程表 2 9 0 2 1 6
文書 2 5 0 日程表 2 9 0 2 1 7
文書 2 5 1 日程表 2 9 0 2 1 8 . 0 2 1 9
文書 2 5 2 日程表 2 9 0 2 2 0
文書 2 5 3 日程表 2 9 0 2 2 1
文書 2 5 4 日程表 2 9 0 2 2 2
文書 2 5 5 日程表 2 9 0 2 2 3
文書 2 5 6 日程表 2 9 0 2 2 4
文書 2 5 7 日程表 2 9 0 2 2 5 . 0 2 2 6
文書 2 5 8 日程表 2 9 0 2 2 7
文書 2 5 9 日程表 2 9 0 2 2 8
文書 2 6 0 日程表 2 9 0 3 0 1
文書 2 6 1 日程表 2 9 0 3 0 2
文書 2 6 2 日程表 2 9 0 3 0 3
文書 2 6 3 日程表 2 9 0 3 0 4 . 0 3 0 5

文書 2 6 4 日程表 2 9 0 3 0 6
文書 2 6 5 日程表 2 9 0 3 0 7
文書 2 6 6 日程表 2 9 0 3 0 8
文書 2 6 7 日程表 2 9 0 3 0 9
文書 2 6 8 日程表 2 9 0 3 1 0
文書 2 6 9 日程表 2 9 0 3 1 1 . 0 3 1 2
文書 2 7 0 日程表 2 9 0 3 1 3
文書 2 7 1 日程表 2 9 0 3 1 4
文書 2 7 2 日程表 2 9 0 3 1 5
文書 2 7 3 日程表 2 9 0 3 1 6
文書 2 7 4 日程表 2 9 0 3 1 7
文書 2 7 5 日程表 2 9 0 3 1 8 ~ 0 3 2 0
文書 2 7 6 日程表 2 9 0 3 2 1
文書 2 7 7 日程表 2 9 0 3 2 2
文書 2 7 8 日程表 2 9 0 3 2 3
文書 2 7 9 日程表 2 9 0 3 2 4
文書 2 8 0 日程表 2 9 0 3 2 5 . 0 3 2 6
文書 2 8 1 日程表 2 9 0 3 2 7
文書 2 8 2 日程表 2 9 0 3 2 8
文書 2 8 3 日程表 2 9 0 3 2 9
文書 2 8 4 日程表 2 9 0 3 3 0
文書 2 8 5 日程表 2 9 0 3 3 1
文書 2 8 6 日程表 3 1 0 3 0 1
文書 2 8 7 日程表 3 1 0 3 0 2 ~ 0 3 0 4
文書 2 8 8 日程表 3 1 0 3 0 5
文書 2 8 9 日程表 3 1 0 3 0 6
文書 2 9 0 日程表 3 1 0 3 0 7
文書 2 9 1 日程表 3 1 0 3 0 8
文書 2 9 2 日程表 3 1 0 3 0 9 ~ 0 3 1 1
文書 2 9 3 日程表 3 1 0 3 1 2
文書 2 9 4 日程表 3 1 0 3 1 3
文書 2 9 5 日程表 3 1 0 3 1 4
文書 2 9 6 日程表 3 1 0 3 1 5
文書 2 9 7 日程表 3 1 0 3 1 6 ~ 0 3 1 7
文書 2 9 8 日程表 3 1 0 3 1 8
文書 2 9 9 日程表 3 1 0 3 1 9
文書 3 0 0 日程表 3 1 0 3 2 0
文書 3 0 1 日程表 3 1 0 3 2 1 . 0 3 2 2

文書 3 0 2 日程表 3 1 0 3 2 3 ~ 0 3 2 5
文書 3 0 3 日程表 3 1 0 3 2 6
文書 3 0 4 日程表 3 1 0 3 2 7
文書 3 0 5 日程表 3 1 0 3 2 8
文書 3 0 6 日程表 3 1 0 3 2 9
文書 3 0 7 日程表 3 1 0 3 3 0 ~ 0 4 0 1
文書 3 0 8 日程表 3 1 0 4 0 2
文書 3 0 9 日程表 3 1 0 4 0 3
文書 3 1 0 日程表 3 1 0 4 0 4
文書 3 1 1 日程表 3 1 0 4 0 5
文書 3 1 2 日程表 3 1 0 4 0 6 ~ 0 4 0 8
文書 3 1 3 日程表 2 0 1 9 0 5 0 7

2 (開示すべき部分)

文書 3 1 3 の左上部分 (最終行 5 文字目以降を除く。)